

中小企業防災・減災投資促進税制

- 自然災害への対策を強化するため、事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後1年以内に予定していた**設備導入を行った場合に、特別償却16%を適用できる。**

- **対象者** : 令和9年3月31日までに「[事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画](#)」の認定を受けた中小企業者
- **支援措置** : 特別償却16%
- **対象設備** : 「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた日から1年以内を取得等をする、事業継続力の強化に特に資する以下の設備



【自家発電設備】



【止水板】



【耐震装置】

減価償却資産の種類 (取得価額要件)

対象となるものの用途又は細目

機械及び装置
(100万円以上)

自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品
(30万円以上)

自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備

建物附属設備
(60万円以上)

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

本税制の詳細は以下の実施要領を御確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/bousaizeisei_yoryo.pdf